

## 令和元年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和元年6月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)		
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	㊚ 3 番 柿山 享	
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信	
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆	
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊗ 12番 梶山 達男	
㊗ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資	
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清	
○ 19番 山川 重晴			
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男	○ 岩木 保徳
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 松永 勝也
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 川下 實		○ 紙本 政信	
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行		
主 任 瀬尾 幸久	主 任 川村 和夫	副主任 前川 祐樹	
7. 議 長	山 川 重 晴		
8. 議事録署名委員の指名			
14 番 山 本 鉄 美	15 番 松 永 敬 資		

事務局長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ありがとうございます。

さて、なかなか雨が降らず、早期水稲の水不足や普通期の田植えができないなど、水稲栽培に支障をきたしておりましたが、昨日やっと梅雨入りしました。1951年の統計開始以来最も遅い梅雨入りとのこと。今朝、やっと田を搔いておられる方もおられるようです。また、台風が発生する模様で、明日、鹿児島付近で台風3号となり、鹿児島南部をかすめて、四国から近畿地方へ抜けるようです。台風の影響による梅雨前線の活発化に伴う防風雨等も予想されておりますので、十分な対策をお願いいたします。

さて、農業委員会の取り組みの重点項目として皆様に昨年度からお話しておりました、「農地利用最適化に関するアンケート」でございますが、不在地主が多数いらっしゃるという台帳の不備が発覚してから調整を続けておりましたが、松浦地区と福島地区の台帳の整備がほぼ終了し、残すところ鷹島地区のみとなっております。この調子でいくと、鷹島地区の台帳整備が7月中旬には完了すると思います。その後、どうしてもわからない農地の所有者分について委員の皆様にご確認いただき、アンケートの実施に入らせていただきたいと思いますと考えております。

また、先月の総会時にお話をしておりましたが、平成31年度「ながさき1・1・1運動」に係る班編成につきましては、本日年間の大まかなスケジュールを記載した、月次活動プログラムを配布させていただいております。また、班編成につきましても、協議事項でお話をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それと、8月から9月にかけて農地パトロールの時期が参ります。本日、日程調整を行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本日は、ながさき西海農協の総代会ということで、幾名かの欠席者もおられますが、平常どおり総会を開催させていただきたいと思っております。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、6月の定例会に入りたいと思っております。

会長

皆様、こんにちは。本日は、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。ありがとうございました。

本日、机の上に表彰状を印刷してお配りしております。内容としましては、「貴会は平成三十年度農業委員会活動の重点として掲げた五つの活動すべてについて、積極的に取り組み顕著な成果をあげられました。このことは他の農業委員会の模範となるものであり地域農業の発展に大きく貢献するものです。よってその功績をたたえここに表彰するものです。」ということです。これは、皆様の日頃の取り組みの成果だと思っております。皆様方のお手元に農業委員、推進委員の目標をお配りしております。また、令和元年度の各委員会の目標も設定されております。今年度の数値目標の松浦市の所を見ていただきたいと思います。これは先般の農業会議の総会の折に、決定された事項でございます。松浦市の集積目標が74ヘクタール、うち、中間管理事業による集積が40ヘクタール、そして、荒廃農地の解消が1ヘクタール、適正な非農地処理が15ヘクタール、農業者年金が2名、そして全国農業新聞の購読部数が122と示されたわけでござい

ます。松浦市としましては、集積目標、中間管理機構への貸付による集積、荒廃農地の解消、適正な非農地処理は、毎年クリアしていますが、なかなかクリアできないのが、農業者年金の加入目標でございまして、2 という数字ではございますけれども、なかなか達成できないものでございました。昨年度は、皆様方の努力で達成することができました。また農業新聞も達成することができました。今年度も、皆様方のご協力をいただきながら、農業者年金の2、そして全国農業新聞の新規購読者の獲得も含めて122を達成したいなと思っております。それからもうひとつ、農業委員・最適化推進委員の個人目標というのをおあげしていますので、こちらの方をご覧ください。農業者年金の加入推進活動としまして、1 農業委員・1 推進委員が2 戸の訪問活動を行うこと、農業新聞の普及活動としまして、1 農業委員・1 推進委員が1 部の新規購読者を確保ということです。こういうことで、県の目標が決定されたわけでございます。松浦市農業委員会としましても、達成に向けて皆様方と共に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今年度につきましても、5 事業について達成できるようにお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思えます。本日の欠席委員は、12 番 梶山委員、13 番 田中委員でございます。推進委員は、百枝委員、萩原委員、吉田委員、北川委員から欠席の連絡をいただいております。それと、3 番 柿山委員から遅刻届けが出されております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。14 番 山本委員、15 番 松永委員のおふたりにお願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1 ページをご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業報告でございます。平成31年2月4日に申し出があった分ですが、令和元年5月28日、あっせん会を開催しております。1回で協議が整いました。相手方は記載のとおりで種類は売買です。6月5日に市役所で調印式を行っております。この内容につきましては10 ページをご覧ください。対象農地につきましては、御厨町前田免の2筆になりまして、合計面積1,393平方メートルとなっておりますが、実質は一枚の田でございます。こちらは形状が南北に細長く耕作がしにくいという点と、西側が山になっておりまして日当たりが悪いという条件がございまして、若干、購入単価が安くなっています。あっせん委員につきましては大久保委員と松田委員です。ご協力ありがとうございました。

議 長

それでは、お世話いただきましたあっせん委員さんからも報告をいただきたいと思えます。

推進委員

推進委員の松田です。地権者、事務局、推進委員、皆様のおかげでスムーズに終わらせることができました。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。お疲れさまでした。

続きまして、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。8 件ございます。

1 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町西山免の 13 筆、地目はいずれも田で合計面積 7,828 平方メートルです。通知年月日が令和元年 5 月 17 日、同日受付です。平成 27 年 12 月 20 日から令和 7 年 12 月 19 日までの 10 年間の使用貸借契約となっておりましたが、農地中間管理機構への貸付けによる解約になります。

2 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が御厨町小船免の 3 筆で地目はいずれも田、合計面積は 1,708 平方メートルです。通知年月日が令和元年 5 月 24 日、同日受付です。平成 27 年 6 月 29 日から令和 3 年 6 月 28 日までの 6 年間の貸借契約となっておりましたが、借人が契約どおりに作付しなかったことによる解約となります。

3 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が御厨町前田免の 2 筆で地目は田、合計面積は 1,393 平方メートルです。通知年月日が令和元年 6 月 5 日、同日受付です。平成 28 年 6 月 20 日から令和 4 年 6 月 19 日までの 6 年間の貸借契約となっておりましたが、あっせん事業に係る解約になります。

4 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町赤木免の 3 筆、地目は田、合計面積は 5,892 平方メートルです。通知年月日が平成 31 年 4 月 26 日、同日受付です。平成 30 年 11 月 10 日から令和 10 年 11 月 9 日までの 10 年間の使用貸借契約となっておりましたが、あっせん事業に係る解約になります。

5 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町赤木免の 3 筆、地目は田、合計面積は 5,892 平方メートルです。通知年月日が平成 31 年 4 月 26 日、同日受付です。平成 30 年 11 月 10 日から令和 10 年 11 月 9 日までの 10 年間の使用貸借契約となっておりましたが、あっせん事業に係る解約になります。

6 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が福島町里免字の 4 筆、地目は田、合計面積は 5,967 平方メートルです。通知年月日が平成 31 年 4 月 26 日、同日受付です。平成 29 年 3 月 30 日から令和 9 年 3 月 29 日までの 10 年間の使用貸借契約となっておりましたが、他の人に貸出すことによる解約になります。

7 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が福島町塩浜免、地目は田、面積は 410 平方メートルです。通知年月日が令和元年 5 月 29 日、同日受付です。平成 30 年 6 月 10 日から令和 10 年 6 月 9 日までの 10 年間の使用貸借契約となっておりましたが、災害滅失による解約になります。

8 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が福島町塩浜免、地目は田、面積は 410 平方メートルです。通知年月日が令和元年 5 月 29 日、同日受付です。平成 30 年 6 月 10 日から令和 10 年 6 月 9 日までの 10 年間の使用貸借契約となっておりましたが、災害滅失による解約になります。

続きまして、申請事件の処理状況でございます。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

令和元年5月分

条項	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	416 m <sup>2</sup>	R1.6.5 取下げ
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	822 m <sup>2</sup>	R1.6.5 取下げ
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	218 m <sup>2</sup>	R1.6.14 許可
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	1,312 m <sup>2</sup>	R1.6.14 許可
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	310 m <sup>2</sup>	R1.6.14 許可

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
第3条 経営規模拡大	1		690 m <sup>2</sup>	690 m <sup>2</sup>

申請事由	件数	面		積	
		田	畑	計	
第5条	太陽光発電施設	3	1,805 m <sup>2</sup>	2,127 m <sup>2</sup>	3,932 m <sup>2</sup>
	小型風力発電	2	416 m <sup>2</sup>	822 m <sup>2</sup>	1,238 m <sup>2</sup>
	駐車場用地	1		39 m <sup>2</sup>	39 m <sup>2</sup>
計		6	2,221 m <sup>2</sup>	2,988 m <sup>2</sup>	5,209 m <sup>2</sup>

証明関係

申請事由	件数	面		積	
		田	畑	計	
非農地証明	1	99 m <sup>2</sup>	6.61 m <sup>2</sup>	105.61 m <sup>2</sup>	
計		1	99 m <sup>2</sup>	6.61 m <sup>2</sup>	105.61 m <sup>2</sup>

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転	1	1,393 m <sup>2</sup>		1,393.00 m <sup>2</sup>
利用権設定	11	32,560.77 m <sup>2</sup>	2,649 m <sup>2</sup>	35,209.77 m <sup>2</sup>
賃借権	7	20,066.77 m <sup>2</sup>		20,066.77 m <sup>2</sup>
使用貸借	4	12,494.00 m <sup>2</sup>	2,649 m <sup>2</sup>	15,143.00 m <sup>2</sup>
計	12	33,953.77 m <sup>2</sup>	2,649 m <sup>2</sup>	36,602.77 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由	件数	面 積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	7,828 m <sup>2</sup>	2,649 m <sup>2</sup>	10,477 m <sup>2</sup>

承認関係

内 容	筆数	面 積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	13	1,390 m <sup>2</sup>	11,595 m <sup>2</sup>	12,985 m <sup>2</sup>
平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価の決定について				
平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について				

議 長           各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局           議案第 34 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4 ページをお開き下さい。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものであります。譲渡する農地は、今福町北免、地目：畑、436 平方メートルと 254 平方メートルの 2 筆であります。

譲受人世帯の経営状況は耕作面積が 9,937 平方メートル、農従者は 1 名、譲受人の農業従事日数は年間 150 日となっております。今回の申請は、双方が市外在住者であります。譲渡人世帯は、元々、今福町の出身者で、譲受人とは代々親類関係であります。譲渡人世帯は、すでにご家族が転出されていて、今回財産を整理されることに伴い、譲受人の経営規模拡大をしようとする話しがまとまったものであります。また、譲受人に係る耕作証明書が、住民登録のある市役所農業委員会より発行され添付されております。農地も近傍にあり利便性的にも問題なく耕作できるものと思われまます。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

農地法第 3 条の規定による許可申請は、以上 1 件であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお聞きしたいと思ひます。

5 番 農業委員 5 番 武部です。議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請については、昨年 12 月に当該地である農地について、地権者が、農業委員会の方に「遠方に住んでいるため管理できないので処分したい」旨の相談があったので、対応するようにとの指示がありました。

地権者と連絡を取り合い、本件農地の譲渡について問題はないか調査をすることにしました。調査した結果、登記簿に休眠抵当権設定の登記が 3 件設定されておりました。この問題について、地権者と話したところ、抹消したい意向であったので、司法書士事務所へ行き抹消依頼をしました。約 10 日で登記が完了しました。本件の譲受人は、先ほど事務局からも説明がありましたように、耕作証明書が出ておりますので、問題はないと思ひます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからも特に問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思ひます。この案件に関して、何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見も無いようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議

題といたします。

事務局

議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。5 ページをお開き下さい。

事件番号 1 番からご説明致します。現地の位置図を議案の 40 ページ、41 ページに、字図は 42 ページに、配置図は 43 ページに添付しております。6 月 21 日金曜日の現地調査を受けて、配置図に一部修正があり本日、差替分を配布しております。農地区分は、第 3 種農地地区となります。申請地は、今福町北免、地目：畑、39 平方メートルです。併用地が、地目：雑種地、502 平方メートルで合わせて 541 平方メートルの転用目的は駐車場用地であります。借人、貸人は記載のとおりです。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による残高証明書が添付され確認しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 2 番についてご説明致します。現地の位置図を議案の 40 ページ、44 ページに、字図は 45 ページに、配置図は 46 ページに添付しております。6 月 21 日金曜日の現地調査を受けて、配置図、断面図に一部修正があり本日、差替分を配布しております。申請地は、調川町下免、地目：田、1,805 平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、太陽光発電施設であり、360 枚の低圧電力です。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による残高証明書が添付され確認しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 3 番についてご説明致します。現地の位置図を議案の 40 ページ、48 ページに、字図は 49 ページに、配置図は 50 ページに、立面図は 53 ページに添付しております。申請地は、星鹿町青島免、地目：田、416 平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、風力発電施設であり、低圧電力です。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。

続きまして、事件番号 4 番についてご説明致します。現地の位置図を議案の 40 ページ、48 ページに、字図は 51 ページに、配置図は 52 ページに、立面図は 53 ページに添付しております。申請地は、星鹿町青島免、地目：畑、822 平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、風力発電施設であり、低圧電力です。排水計画は自然流下です。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 5 番についてご説明致します。現地の位置図を議案の 40 ページ、54 ページに、字図は 55 ページに、配置図、断面図は 56 ページに添付しております。申請地は、御厨町小船免、地目：畑、1,235 平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。



続きまして、事件番号6番についてご説明いたします。現地の位置図を議案の40ページ、54ページに、字図は57ページに、配置図断面図は58ページに添付しております。申請地は、御厨町相坂免の2筆です。借人、貸人は記載のとおりです。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。

この、5番6番については、6月の当番委員さんと地元の大久保委員さんと確認を行った際、近隣者と排水の末端に関わる方の同意が必要だということでお話をしておりましたけれども、まだ同意が取れていないというお話がありまして、昨日付で取下げとなっております。そういうことで、6件上げておりましたけれども、進達案件は4件ということになりました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。事件番号1から、先ず地元委員さんのご意見をお願いいたします。

5番 5番 農業委員の武部です。農地法第5条の転用事件につき地元委員として現地調査を今月21日の午後3時ごろ農業委員会事務局と同行し実施しました。

株式会社 A社屋の北側隣地に既存駐車場がありますが、駐車場奥地の西側は高低差が約1.3メートルあり、くの字の地形になっており、そのくの字を無くすことで環境が整備され、お互い有効利用に繋がるものです。段差約1.3メートルの土地造成については、L型擁壁を設け防災措置を行うようになっており、雨水排水は自然流下となっており、規模も小さく問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。事件番号2についても、地元委員さんからのご意見をお願いします。

推進委員 推進委員の村田です。先ほど事務局から説明がありましたとおりで、こちらは、地滑り地区でありますので、地盤は触らないということで、排水勾配の工事ぐらいになると思います。東側に向いて、雨水排水関係の自然流下ということで、それより下に関しては原野化山林が主で、周囲に対しても特段影響はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事件番号3,4について地元委員さんのご意見をお願いします。

推進委員 推進委員の松瀬です。事件番号3,4については5月に非農地申出があつておりましたが、事前着手してありましたので、農地に戻してから再度申請をするようにとの事務局からの指導があつた分で、今回の申請となっております。

6月21日に現地調査を行いまして、周辺農地も荒れておりまして、特に影響もなく、問題はないと判断しました。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、現地に行かれました委員さんからもお話を伺いたいと思います。

9番 9番 崎田です。1番に関しましては、事務局の説明、地元委員の武部委員の説明のとおり確認いたしましたので、問題ないと思います。

2番に関しましては、最初は溜枘の設置を計画されていましたが、地元委員がおっしゃったように、段差を付ける設計にし直して、現状のまま水路に戻すということで問題ないと思いました。

以上です。

10番 10番 吉原です。3番と4番についてご説明します。

3番に関しましては、先ほど事務局そして地元委員さんの方からご説明がありましたように、前回は事前着工ということで原形復旧をしての5条申請ですが、現地を見ても周りはすべて不耕作地で、荒れておりました。基礎としましては5メートル真四角の25平方メートルのものです。排水については、海の方に流れていくような状況で、周辺の農地には何ら影響はないと考えました。また、既存の簡易なコンクリート舗装の道がありましたが、工事をするに当たり、幅4メートルほどの重機で整地しただけの道ができておりました。こちらは、周辺農地の所有者からの同意を得てあり、工事が終わった後も、それぞれの農地へ行く進入路として使わせてほしいというお話があっておりました。

4番も同じく風力発電で、これにつきましても先ほど報告があったように事前着工されて取り下げられた分であります。きれいに原形復旧してありました。原形復旧してあったその周りの土地も、全て耕作をされておらず荒れた状態でありました。雨水排水につきましては緩勾配の方にとって自然流下させるということでしたので、特に問題はないと感じました。

議長 ありがとうございます。何か皆様方からご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、申請どおり進達することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、申請どおり許可相当と意見を付して県に進達することにいたします。

次に、議案第36号 非農地証明についてを議題といたします。

事務局 議案第36号非農地証明願について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を59ページに議案の資料図面として添付しております。申請地は、人為的に非農地化している土地に該当するもの

で、申出人は、記載のとおりです。申請の内容は、志佐町稗木場免であります。証明を受けようとする物件の状況は、農地法ができた昭和 27 年 10 月 20 日以前から建物が建っていて、母屋の一部として利用されている状況です。非農地通知の対象地と成り得ますが、現況が宅地への進入路となっており、地目が雑種地と判断されるため、非農地証明によって農地から外すものであります。昭和 22 年の国土地理院の航空写真にて確認しております。

続きまして、事件番号 2 号につきまして、ご説明いたします。現地の位置図を 60 ページに議案の資料図面として添付しております。申出人は、記載のとおりです。申請地は、調川町松山田免、地目：田、6.61 平方メートルであります。証明を受けようとする物件の状況は、農地法ができた昭和 27 年 10 月 20 日以前から建物への進入路として利用されている状況です。非農地通知の対象地と成り得ますが、現況が建物への進入路となっており、地目が雑種地と判断されるため、非農地証明によって農地から外すものであります。昭和 22 年の国土地理院の航空写真にて確認しております。

非農地証明願 2 件についての説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんからのご意見をお聞きしたいと思えます。

事務局 百枝委員さんが欠席でございますので、事情の方を事前にお伺いしておりますので、ご説明いたします。

総会資料の最後から 2 ページ目に位置図があります。ため池からの用水路があります。用水路から非農地証明を出すところに、地目が田であったということで、水路のパイプ穴だけあるのですが、逆に農地より水路の方が高いところにあり、パイプはあるものの水は流れないという状況です。当然農業委員さんもここに農地があったという覚えはないということと、以前の農業委員さんにもお尋ねされて、農地として使われたことは無いということをお聞きになっておられます。以上です。

議長 それでは、事件番号 2 についてお願いいたします。

11 番 11 番 益本です。先ほど事務局の方から話がありましたように、建物への入り口になっておりまして、右に行きますとまた別の建物の方に入っていく道のようになっています。私も松山田に長くおりますが、ここは雑種地としか思っておりませんでした。今は、コンクリート舗装してありまして道として利用しているという状況であります。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんからもお願いいたします。

9 番 9 番 崎田です。百枝委員が欠席ということで、代わって事務局の説明

がありましたが、27年前に家が建っていたということですが今は荒れ放題になっている状況でした。私も同じく問題ないだろうと思っております。

事件番号2についても地元委員が言われましたとおり、上に家を建てるということで調べていたら、農地が残っているのが分かったという状況でございまして、特に問題はないと思います。

議長 地元委員並びに現地に行かれた委員さんからも、非農地証明を交付することに特に問題はないというご意見をいただきました。  
この件に関しまして、何かご意見等はございませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、議案第36号は願どおり、証明書を交付するものいたします。  
次に、議案第37号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 8ページをご覧ください。議案第37号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年6月28日としております。9ページに農用地利用集積総括表を添付しております。10ページ、11ページに最初に報告しましたあっせん事業に係る所有権移転関係分を記載しております。13ページに賃貸借権の再設定分と新規設定分を、14ページに使用貸借権の再設定分と新規設定分の各筆明細をそれぞれ添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。これは、皆様方のほうから掘り起こし報告を出していただいたものの集計でございます。  
何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

意見もないようでございますので、議案第37号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を6月28日といたします。  
次に、議案第38号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局 19ページをご覧ください。議案第38号 農用地利用配分計画(案)に

ついてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。20 ページ、21 ページをご覧ください。公社が B 氏から借受けた分を C 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借契約になります。22 ページに C 氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしく願います。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

ご意見もないようですので、問題ないという意見を付して提出することで異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、議案第 38 号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものといたします。

次に議案第 39 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。

事務局 議案第 39 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてご説明いたします。

事件番号 1 番、登記義務者、登記権利者は、記載のとおりです。土地の所在は、松浦市御厨町中野免、地目：田 308 平方メートルであります。法務局受付年月日及び受付番号は記載のとおりであります。登記原因につきましては、平成 11 年の時効取得となっております。この件につきまして、5 月 27 日に地元委員の松田委員と現地調査を行いました。時効取得された農地は、平成 11 年当時から使用されておられますが現在に至るまで登記未了のままとなっております。登記義務者、登記権利者は、本家分家の関係でありまして、元々、先代の頃から登記権利者で利用されてきました。登記義務者も登記権利者の土地と思われておられました。今回、時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20 年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては問題ないものと思われまます。時効取得についての説明は以上であります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員さんからもご意見をお聞きたいと思ひます。

推進委員 推進委員の松田です。この辺りは、もともと棚田でした。それが、圃場整備ができており、その時にこの土地が残ったと思ひます。登記権利者

のお母さんの親が、子どもさんたちに土地を分けてあげてあるようです。おそらく、登記権利者もこの土地がどこにあるかもわかられない状況だったと思います。この度こういう話が出てきて、お互いが了承済みですし、私も問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからも、時効取得については問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について、何か質問等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、議案第 39 号は、問題ないという意見を付して提出することに異議はございませんか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 39 号は、問題ないということで決定処理することといたします。

次に、議案第 40 号 荒廃農地による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局 議案第 40 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。26 ページをお開き下さい。今回は、5 人のかたから 13 件の申出がっております。

まず、最初に D 氏からによるものです。申し出地は、御厨町中野免、台帳地目：畑、現況地目：原野で 436 平方メートルです。5 月 27 日に松田推進委員と現地確認を行ったものが、現在スライドをご覧いただいているもので、既に荒廃していて雑木等が生い茂っている状況で原野化の状態でありました。

続きまして E 氏からによるものです。申し出地は志佐町里免の 3 筆です。6 月 4 日に大石推進委員と現地確認を行いました。スライドをご覧下さい。ご覧いただいているように、既に荒廃していて原野化しております。

続きまして、F 氏からによるものです。申し出地は志佐町田ノ平免、台帳地目：畑、現況地目：原野 5, 383 平方メートルです。6 月 10 日に鈴立推進委員と現地確認を行いました結果、スライドをご覧いただいているように、既に荒廃していて原野化以上山林未満という状況です。

次に、G 氏からによるものです。申し出地は、御厨町前田免の 6 筆でございます。こちらは、6 月 6 日に松田推進委員と現地確認を行いました。スライドをご覧いただいているように、652 番は、破竹、それ以外の土地は、孟宗竹と破竹が高さ 10m 以上あり、既に荒廃していて山林化している状況でございます。

最後に H 氏からの申出分について説明します。申出のあった土地の所在

は、福島町喜内瀬免、地目：畑、1,783 平方メートルと 1,711 平方メートルの 2 筆です。この土地について、先日、早坂推進委員と現地確認を行いました。現況は前のスクリーンのとおり山林化しておりました。この土地は元々ミカン畑で、昭和 40 年代までの利用で、それ以降耕作していないとのことでした。耕作放棄から 40 年以上経過しており、現地には大きいもので直径 50 センチほどの樹木も自生しており、また周辺につきましも、航空写真でご覧いただいているとおり山林化しております。以上の状況により、非農地相当と判断しました。

説明は以上であります。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで、確認に行かれた委員さんからもお話を聞きしたいと思えます。

推進委員 推進委員の松田です。こちらは、とても入れるような状態ではありません。面積で言いますと法面があつて、農地としては半分もないと思えます。今後も、畑としての利用はできないだろうと判断してきました。

議 長 ありがとうございます。次に、大石委員からお願いいたします。

推進委員 推進委員の大石です。申請地の周りも耕作されておらず、猪の住処のようになっています。親御さんはご高齢、息子さんは病気がちで、申出地以外にも農地はありますが、そちらも耕作されていません。申出地は農地に戻すのは無理だろうなと思つてみてきました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。次に鈴立委員にお願いします。

推進委員 推進委員の鈴立です。前は、茶畑だったところですが、事務局の説明にもありまして、荒れておりまして、農地に戻すのは困難であると判断してきました。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。次に松田委員にお願いします。

推進委員 推進委員の松田です。50 年以上耕作していないということでした。道も整備されていないし、大木や孟宗竹が生い茂り、農地に戻すことは無理だろうと思えます。以上報告します。

議 長 大久保委員からもお願いします。

推進委員 推進委員 大久保です。松田委員さんの報告にあるように、防風林と思われる木が、かなり大きくなっております。一部みかんも植えておられます。農道がないということで、農地に戻すのは難しいなと思つて見てきました。

議 長 ありがとうございます。それでは、早坂委員に次をお願いします。

- 推進委員 推進委員の早坂です。大きさが分からないと思い、私が写真に入ってみました。ここは山林としか言いようがないと思います。以上です。
- 議長 ありがとうございます。いま、現場を確認に行かれた委員さん方からも、農地に戻すのは困難というご意見をいただきました。  
ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長 はい、異議なしということでございます。非農地通知を交付することに異議ございませんか。
- 委員 はい。
- 議長 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、非農地通知を交付するものとしたします。  
次に、議案第 41 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価の決定について、それから関連がございますので、議案第 42 号 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の説明を求めます。
- 事務局 先ず、27 ページをご覧ください。議案第 41 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてでございます。農業委員会の適正な事務実施についてにより策定することとされた「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」を決定するものでございます。こちらにつきましては、4 月の総会で説明をさせていただいております。松浦市のホームページ等で公表をしまして、農家からの意見をもとに修正をかけて決定することになっておりましたけれども、意見等が出ませんでしたので、4 月のものと全く同じものになっております。詳細の説明については、省略させていただきます。  
続きまして、36 ページをご覧ください。議案第 42 号 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、「農業委員会の適正な事務実施について」により策定された「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を決定するというところでございます。こちらも 4 月にご説明していたもので、公表して農家からの意見を求めたところなんですが、こちらについても意見等は特にございませんでした。詳細の説明については、省略させていただきます。以上です。
- 議長 この件につきましては、既に皆様にご報告したところでございます。インターネット等で公表し、問題なかったということでございますので、原案どおり決定することに異議はございませんでしょうか。
- 委員 はい。



議長 それでは、議案第 41 号、議案第 42 号は原案どおり決定することといたします。28 ページ、37 ページの（案）の削除をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、付議事項をすべて終了いたしました。  
次に、協議事項に入ります。

事務局 農地パトロールの日程について、地区ごとによっていただいて、話し合っていたきたいと思います。

<下記のとおり決定>

農地パトロール日程表

令和元年度			対象地区	担当委員
月 日	時 間	集 合 場 所		
8月21日(水)	13:30～	東部交流センター	今福地区	武 部 文 男 崎 田 隆
				田 中 晴 美 立 山 義 典
8月22日(木)	13:30～	星鹿コミュニティセンター	星鹿地区	藤 川 吉 生 松 瀬 義 之
8月23日(金)	13:30～	ながさき西海農協 御厨支店	御厨地区	大 久 保 純 三 梶 山 達 男
				山 川 重 晴 松 田 実 男
				大 久 保 耕 次 安 永 光 男
				岩 木 保 徳 松 永 勝 也
8月28日(水)	13:30～	元上志佐農協駐車場	上志佐地区 柚木川内・稗木場・長野・田ノ平 横辺田・笛吹	松 永 敬 資 崎 村 康 子
				鈴 立 企 一 百 枝 純 治
8月29日(木)	13:30～	中免公民館	調川地区	吉 永 守 益 本 徳 市 村 田 勝 美
9月25日(水)	13:30～	市役所南側駐車場	志佐地区 庄野・西山・白浜・里・大浜・浦 上高野・下高野・栢木・上野・赤木・池成	伊 藤 薫 柿 山 享
				吉 原 順 穂 大 石 裕
				萩 原 健 詞
10月2日(水)	13:30～	市役所 鷹島支所	鷹島地区	山 本 鉄 美 瀬 川 伸 清
				川 下 實 吉 田 政 明
				北 川 廣 海
10月4日(金)	13:30～	市役所 福島支所	福島地区	大 川 内 満 舎 信 松 尾 奈 津 子
				田 中 康 早 坂 勇
				松 尾 和 広 紙 本 政 信

議長 農地パトロールの日だけでは、十分に確認することができませんので、各自、農地パトロールまでに、受け持ち地区の農地の状況等の把握をよろしくお願いします。荒廃農地の把握、農地法許可案件の状況の確認、利用権設定後は計画どおり耕作されているかどうか、違反転用は無いかなど十分に状況の調査をしていただきますようお願いいたします。

それでは、次回開催予定をお伝えいたします。回りの委員会は7月26日、13時30分から市民ホールで開催します。これで6月の農業委員会を

閉会いたします。長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

15時25分